

大学共同利用機関高エネルギー加速器研究機構  
外来研究員取扱規程

〔平成 16 年 4 月 19 日〕  
規 程 第 90 号

改正 平成 17 年 3 月 29 日規程第 43 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日規程第 78 号

改正 平成 25 年 2 月 18 日規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)において職員以外で研究業務に参画する者(以下「外来研究員」という。)の受入に関する必要な事項を定める。

(種類)

第 2 条 外来研究員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 共同利用研究員 機構において共同利用実験等に従事する研究者
- (2) 共同研究研究員 機構において共同研究に従事する研究者
- (3) 日本学術振興会外国人研究員 独立行政法人日本学術振興会における外国人招へい研究者事業に基づき来訪する研究者
- (4) 短期海外招聘研究員 海外の大学等研究機関との研究交流により、機構における学術研究の推進を図ることを目的とし、研究所等において、研究に参画するとともに助言及び指導等を得るため機構が受入れる、国外の研究機関等に所属するもしくは所属した経験のある在外の研究者
- (5) 日本学術振興会特別研究員 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度により機構に受入れる研究者
- (6) 協力研究員 機構における研究に協力する研究者
- (7) 受託研究員 機構において研究の指導を受ける民間会社等の現職技術者及び研究者
- (8) 来訪研究員 その他機構の所長又は施設長(以下「所長等」という。)が認める研究者

(申請)

第 3 条 前条に掲げる外来研究員の申請は、別に定める。

(受入許可)

第4条 所長等は、前条の申請が適当と認めるときは、別に定めるところにより受入を許可するものとする。

(受入期間)

第5条 外来研究員の受入期間は、他に別段の定めがある場合を除き1年以内とする。ただし、所長等が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(受入の取り消し)

第6条 所長等は、外来研究員が次の各号の一に該当する場合には、受入を中止し、又は受入を取り消すことができる。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により当該研究に従事することができなくなった場合
- (2) 機構の規則その他の遵守事項に違反したと認められる場合
- (3) その他研究に従事することが適当でないと認められる場合

(施設等の利用)

第7条 外来研究員は、機構の施設及び設備等をそれぞれの責任者の許可を得て利用することができる。

第8条 削除

(成果の公表)

第9条 外来研究員の機構における研究成果は、原則として公表するものとする。

2 研究成果を学会等において発表する場合は、機構における研究であることを明記するとともに、当該論文等の別刷りを所長等あて提出するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第10条 外来研究員が行った発明等に係る知的所有権の帰属その他の取扱いは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構知的財産取扱規程(平成16年規程第16号)に定めるところによる。

(旅費)

第11条 外来研究員には、予算の範囲内で旅費を支給することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 外来研究員は、故意又は重大な過失により、機構の施設・設備を滅失又は毀損したと

きは、その損害を賠償しなければならない。

(災害補償)

第13条 機構は、外来研究員の責に帰すべき事由による事故等の補償はしない。

(保険)

第14条 外来研究員は、自己の責任において賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとする。

(規則等の遵守)

第15条 外来研究員は、機構の規則、関係法令及び機構の指示等を遵守しなければならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、外来研究員の取扱いに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の適用日以前に、高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規則(平成9年規則第55号)により受入れた外来研究員及び受入を決定された外来研究員については、この規程を適用する。

附 則(平成17年3月29日規程第43号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第78号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月18日規程第3号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。